



2025年12月12日

各 位

会 社 名 ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 兼グループ CEO 小野 有理
(コード番号: 6699 東証プライム市場)
問 合 せ 先 専務執行役員 CFO 徳原 英真
(TEL 06-6302-8211)

第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の 発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年11月25日開催の取締役会決議において決議した、EVO FUND（以下「EVO FUND」又は「割当先」といいます。）を割当先とする第8回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2025年12月12日に発行価額の総額（1,530,000円）の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年11月25日公表の「第5回及び第6回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当により発行される第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の第三者割当契約（コミット・イシュー）の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

＜本新株予約権発行の概要＞

(1) 割 当 日	2025年12月12日
(2) 新株予約権の総数	85,000個
(3) 発 行 価 額	総額1,530,000円（新株予約権1個当たり18円）
(4) 当該発行による 潜 在 株 式 数	8,500,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は316円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は8,500,000株であります。
(5) 調 達 資 金 の 額	5,360,030,000円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額は、631円 (1) 本新株予約権の行使価額は、割当日の1取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年11月25日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下、2025年11月25日と個別に又は総称して「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、当該価格算定期間のいずれの取引日においても終値が存在しなかった場合には、行使価額

	<p>の修正は行いません。また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>(2) 上記第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3 取引日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権利行使期間	2025 年 12 月 15 日から 2028 年 7 月 18 日まで
(8) その他の	<p>(1) 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要します。</p> <p>(2) 当社は、EVO FUND との間で、行使コミット条項を規定する本買取契約を締結しました。また、当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、EVO FUND との間で、総数引受契約を締結しました。</p> <p>(3) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の 11 取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の 16 時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。）、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>(4) 上記「(8) 権利行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

以上